

法 指第1262号  
平成21年9月18日

各 法人代表者 様

大阪府福祉部地域福祉推進室長

### 社会福祉施設等における放置消火器の点検について

標記については9月15日、大阪市内の駐車場で放置されていた消火器が破裂し、小学生が負傷する事故が発生しました。

報道によると、当該事故は、屋外の駐車場に放置されていた消火器（20年前に製造）を子供が触って破裂したとされています。

つきましては、貴法人事務所及び各施設において、放置されている（不法投棄されたものを含む）消火器がないか点検いただくとともに、万一、そのような消火器が見つかった場合には、専門業者に処分を依頼するなど、適切に対処いただくようお願いいたします。

#### 【参考】

不要になった消火器の処分（大阪消防設備共同組合）

<http://www.syoukumi.jp/html/shobun.html>

（連絡先）

福祉部地域福祉推進室

法人指導課 監理 G

TEL 06 - 6944 - 6663

FAX 06 - 6944 - 1982



The header banner features a blue sky with white clouds and a wavy orange and yellow border. On the right, there is a logo with the letters 'F', 'I', 'O', 'P', 'C' in a circle, followed by the text '大阪消防設備協同組合'. On the left, there is a vertical navigation menu with the following items: HOME, 組合の概要, 組合員一覧, リンク, and ブログ.

[HOME](#) > 不要になった消火器の処分



## 不要になった消火器の処分

消火器にも寿命があります。一般的な家庭用消火器の耐用年数はおおむね8年です。(ただし、耐用年数は設置状況や維持管理によって異なります。)

また、消火器は圧力容器です。設置状況や維持管理の悪い消火器、あるいは耐用年数を超えて設置されている消火器は、破裂などの思わぬ事故につながる可能性があります。分解なども絶対に行わないでください。

**消火器は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物広域認定制度(リサイクル)の対象となっており、一般のゴミと同じように処分することはできません。**

**消火器の処分についてお困りの方は、各消火器メーカーにお問合わせいただくか、当組合事務局までお電話、もしくはE mailにてお問合わせください。**

消火器メーカーホームページ(順不同)

- ・ [ヤマトプロテック株式会社](http://www.yamatoprotec.co.jp/) <http://www.yamatoprotec.co.jp/>
- ・ [株式会社初田製作所](http://www.hatsuta.co.jp/) <http://www.hatsuta.co.jp/>
- ・ [宮田工業株式会社](http://www.gear-m.co.jp/) <http://www.gear-m.co.jp/>
- ・ [マルヤマエクセル株式会社](http://www.maruyamaexcell.co.jp/) <http://www.maruyamaexcell.co.jp/>
- ・ [株式会社モリタ](http://www.morita119.com/) <http://www.morita119.com/>
- ・ [株式会社モリタユージー](http://www.morita-ug.com/) <http://www.morita-ug.com/>
- ・ [日本ドライケミカル株式会社](http://www.ndc-tyco.com/) <http://www.ndc-tyco.com/>

参考ホームページ

- ・ [廃消火器のリサイクル推進について\(社団法人日本消火器工業会\)](http://www.jfema.or.jp/jfeadd.htm) <http://www.jfema.or.jp/jfeadd.htm>

当組合事務局へのお問合わせは・・・ TEL 06-6325-0660

FAX 06-6815-1190

E mail [syokumi@tea.ocn.ne.jp](mailto:syokumi@tea.ocn.ne.jp)

Copyright 2006-2007 大阪消防設備協同組合 All Rights Reserved.